(三)　検疫所長は、協定を締結したときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対し、遅滞なく、当該協定の内容を通知しなければならないものとした。（第二三条の四第三項関係）

11　入院の委託先の調整に係る検疫所長と都道府県知事の連携

検疫所長及び都道府県知事は、検疫所長が隔離又は停留の措置をとろうとするときは、当該措置に係る入院の委託先の調整が円滑に行われるよう、相互の緊密な連携の確保に努めるものとした。（第二三条の五関係）

12　関係行政機関の協力

厚生労働大臣又は検疫所長は、出入国在留管理庁、税関、警察庁、都道府県警察、海上保安庁その他の関係行政機関に対し、検疫に係る事務の遂行に関して、必要な協力を求めることができるものとし、その協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならないものとした。（第二三条の六関係）

七　新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正関係

1　住民に対する予防接種の対象者等

政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、重要事項として、三の1の予防接種の対象者及び期間を定めるものとするとともに、その対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとした。（第二七条の二関係）

2　検体採取の実施の要請等

(一)　厚生労働大臣及び都道府県知事は、新型インフルエンザ等にかかっているかどうかの検査のための検体を採取する行為（以下「検体採取」という。）を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該検体採取の実施に関し必要な協力の要請をすることができるものとした。（第三一条第二項関係）

(二)　医療関係者が正当な理由がないのに(一)の要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、検体採取を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、当該検体採取を行うべきことを指示することができるものとした。（第三一条第四項関係）

3　予防接種等の実施の要請等

(一)　厚生労働大臣及び都道府県知事は、三の1の予防接種又は特定接種（以下「予防接種等」という。）を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該予防接種等の実施に関し必要な協力の要請をすることができるものとした。（第三一条第三項関係）

(二)　医療関係者が正当な理由がないのに(一)の要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、予防接種等を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、当該予防接種等を行うべきことを指示することができるものとした。（第三一条第四項関係）

4　歯科医師への検体採取又は注射行為の実施の要請等

(一)　厚生労働大臣及び都道府県知事は、検体採取又は予防接種等を行うに際し、2の(一)若しくは3の(一)の要請又は2の(二)若しくは3の(二)の指示を行ってもなお検体採取又はワクチンを人体に注射する行為（以下「注射行為」という。）を行う医療関係者を確保することが困難であると認められる場合において、当該検体採取又は注射行為を行う者を確保することが特に必要であるときは、歯科医師に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該検体採取又は注射行為を行うよう要請することができるものとした。（第三一条の二第一項関係）

(二)　歯科医師が、(一)の要請に応じて検体採取又は注射行為を行うときは、保健師助産師看護師法第三一条第一項及び第三二条の規定にかかわらず、(一)の場所及び期間において、診療の補助として検体採取又は注射行為を行うことを業とすることができるものとした。（第三一条の二第二項関係）

5　診療放射線技師等への注射行為の実施の要請等

(一)　厚生労働大臣及び都道府県知事は、予防接種等を行うに際し、3の(一)の要請又は3の(二)の指示を行ってもなお注射行為を行う医療関係者を確保することが困難であると認められる場合において、当該注射行為を行う者を確保することが特に必要であるときは、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士（以下「診療放射線技師等」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該注射行為を行うよう要請することができるものとした。（第三一条の三第一項関係）

(二)　次に掲げる者が(一)の要請に応じて注射行為を行うときは、それぞれ次に定める規定にかかわらず、(一)の場所及び期間において、診療の補助として注射行為を行うことを業とすることができるものとした。（第三一条の三第二項関係）

(1)　診療放射線技師　保健師助産師看護師法第三一条第一項及び第三二条並びに診療放射線技師法第二六条第二項の規定

(2)　臨床検査技師及び臨床工学技士　保健師助産師看護師法第三一条第一項及び第三二条の規定

(3)　救急救命士　保健師助産師看護師法第三一条第一項及び第三二条並びに救急救命士法第四四条第二項の規定

6　国及び都道府県は、2の(一)若しくは3の(一)の要請に応じ、又は2の(二)若しくは3の(二)の指示に従って検体採取又は予防接種等を行う医療関係者、4の(一)の要請に応じて検体採取又は注射行為を行う歯科医師及び5の(一)の要請に応じて注射行為を行う診療放射線技師等に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならないものとした。（第六二条第二項及び第三項関係）

八　健康保険法の一部改正関係

1　全国健康保険協会は、健康保険法第七条の二第二項各号に掲げる業務のほか、一の12の(六)の流行初期医療確保拠出金等の納付に関する業務を行うものとした。（第七条の二第三項関係）

2　保険医療機関又は保険薬局は、新型インフルエンザ等感染症その他の感染症に関する医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる措置に協力するものとした。（第七〇条第四項関係）

3　健康保険事業に要する費用等について、一の12の(六)の流行初期医療確保拠出金等を対象とするものとした。（第一五一条、第一五三条、第一五四条第一項、第一五五条第一項、第一六〇条第三項及び第一四項、第一七三条第一項並びに第一七六条関係）

九　船員保険法の一部改正関係

船員保険事業に要する費用等について、八の3に準じた改正その他の改正を行うこととした。（第一一二条第二項、第一一四条第一項及び第一二一条第二項関係）

一〇　国民健康保険法の一部改正関係

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等について、八の3に準じた改正その他の改正を行うこととした。（第七〇条第一項、第七三条第一項及び第二項、第七五条、第七五条の七第一項、第七六条第一項及び第二項並びに第八一条の二第一〇項関係）

一一　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

後期高齢者医療に要する費用、前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金等について、八の3に準じた改正その他の改正を行うこととした。（第三五条第一項及び第三項、第三九条第一項及び第二項、第九三条第一項、第九五条第二項、第九六条第一項、第九八条、第一〇〇条第一項、第一〇四条第一項及び第三項、第一一六条第二項並びに第一二一条第一項関係）